

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

487-8
16/1/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

イラン核問題

JCPOA

焦点は新合意の検証伴う履行へ IAEA最終報告、「過去の懸案」に幕引き

15年12月2日、天野之弥IAEA事務局長は、イランの核兵器開発疑惑に関する「最終評価」報告書を理事会に提出した。報告書は、核兵器開発は基本的には03年には中止され、09年以降は行われている兆候を見出すことはできないと認定した。理事会もこの報告を了承した。イラン核開発問題の焦点は、15年7月14日に合意された「共同包括的行動計画」(JCPOA)の検証を伴う履行に移る。国際社会と市民は、履行が公正に行われるよう注視してゆく必要がある。

11年「事務局長報告」と「懸案事項」

IAEA事務局長が理事会に提出した報告書は、「イランの核計画に関連する過去及び現在の懸案事項に関する最終評価」¹と題された。「懸案事項」とは、2011年11月8日に事務局長が理事会に提出した報告書²の「付属文書」³に列挙された核計画の軍事的側面への疑念に関する事項である。そこには次の12分野における疑惑が含まれている。①計画及びマネジメント構造、②調達活動、③核物質の取得、④爆発装置用核コンポーネント、⑤雷管の開発、⑥高性能爆薬の点火ならびに関連する実験、⑦流体力学実験、⑧モデル構築及び計算、⑨中性子発生源、⑩実験の実施、⑪ミサイル運搬手段への組み込み、⑫信管、作動・点火システム。

この「事務局長報告」を作成するにあたりIAEAが分析した情報は、イスラエル、米国など10を超える加盟国が提供したもの、イランが提供したもの、IAEA自らの努力で取得したもの、などからなる。特に重視されたのは、米国が提供した1000ページを超える「疑惑のある研究の記録」であった。「報告書」はこれら情報を、総体として「信頼に足る」と評価し、イランが80年代から03年まで包括的な組織とプロジェクトの下

で核兵器開発を行っており、そして核爆発装置の開発に関係した活動の一部は、03年以降も継続していると結論づけた。11年11月18日には、IAEA理事会はイランに疑惑解消を求める決議(GOV/2011/69)を採択した。

しかし「付属文書」に列挙された情報は、いずれも公知の事実であるか、大国(とくに米国)の情報機関を情報源とするものであった。IAEAがこのタイミングで公表に踏み切ったのには、特別な政治的意図があることが指摘された⁴。最近も、IAEAの2人の元上席職員が、各国情報機関から提供された情報を、透明性をもって精査する機能がIAEAに欠如していることが、政治的意図の介入を許していると指摘している⁵。

今号の内容

イラン核問題

過去の「懸案」に幕、JCPOA履行へ

<資料>IAEA最終報告(抜粋訳)

[図説]

第70回国連総会、各国の投票行動

<関連情報>注目決議投票行動の推移

(辺野古)沖縄県「承認取消」の論拠

2016年核軍縮関連カレンダー

JCPOA合意

この経過を振り返る時、15年7月14日にイランとP5+1⁶との間で「共同包括的行動計画」(JCPOA)⁷が合意されたことは、重要な歴史的意味を持つものだった。ここでイランは、「いかなる状況下においても、いかなる核兵器をも求め、開発し、または取得しないこと」を約束したうえで、①ウラン濃縮に使われる遠心分離機を今後10年間かけて段階的に削減し、②15年間にわたって、濃縮度3.67%を超えるウランは製造せず、③ウラン濃縮活動は今後15年間、限られた施設のみで行い、④重水炉は兵器級プルトニウムを生産できないよう設計変更することなどに同意した。これらを含む諸措置の履行がIAEAによる検証・査察によって確認され次第、過去に採択された対イラン制裁を含む国連安保理決議の諸条項と、EU・米国の制裁措置は解除される。15年7月20日には、JCPOAを承認する国連安保理決議(S/RES/2231(2015))が採択された。

「懸案事項」解明の「ロードマップ」

JCPOAで合意されたのは、「現在及び将来」におけるイランと国際社会の約束と履行である。一方、IAEAがイランに説明を求めてきた、上記11年「事務局長報告」の「懸案事項」の解明はJCPOAには含まれない。つまり、それらの解明はJCPOAの「初期条件」とされたのである。したがって、「懸案事項」に取り組むには別の取極めが必要となる。それが、JCPOAと同じ15年7月14日にIAEAとイランが「共同声明」の形で合意した「ロードマップ」(GOV/INFO/2015/14)⁸である。

「ロードマップ」は、①イランによる文書説明と関連文書の提出(期限:8月15日)、②IAEAによるイランへの文書質問、③技術専門家会合やテヘランにおける討議、④パルチン⁹問題に関する別枠組みでの議論、をとおして15年12月15日までに懸案を解消することを定めた。

グレーな結論で懸案に「幕引き」

「ロードマップ」履行プロセスにおいて、IAEAもイランも従来の姿勢を変えることはなかった。すなわち、IAEAは、2011年事務局長報告「付属文書」に列挙された情報が、イランによる核爆発装置の開発に関係した活動の存在の証拠として「信頼に足る」という姿勢は崩さなかった。一方イランは、活動の存在自体は一部認めつつ、それらは民生もしくは通常兵器開発を目的とするものであったと主張した。

15年12月2日に提出された「最終報告書」が主要な「懸案事項」に関する議論と結論の概要をまとめた「F. 全体的評価」の抜粋訳を4ページの資

料に示す。結論は要旨次のとおりであった(85節):

- 1)イランによる核爆発装置開発は、2003年末まで組織的に行われていた。
- 2)その一部は03年以降も続けられた。
- 3)03年以降を含むこれらの活動は、フィジビリティ研究、科学的研究及びいくつかの技術的力量及び個別能力の取得の域を超えるものではなかった。
- 4)IAEAは、2009年以降、核爆発装置開発関連活動が行われたとの信頼に足る兆候を得ていない。

15年12月2日、イランのレザ・ナジャフィ IAEA大使は、「最終報告書」は、IAEAにとっての「過去の懸案事項を巡る係争に幕を引くための論理上の通過点」であると話し、米務省のマーク・トナー副報道官は、イランが核兵器プログラムを組織的にを行い、2003年に中止したとのIAEA報告は「米国が高い確信をもって評価してきたことと合致している」と述べた¹⁰。この副報道官の発言は、07年の米「国家情報評価」(NIE)¹¹が「イランは03年に核兵器計画(AMAD計画)を中止した」と述べたことと軌を一にするものである。この事実を米情報機関はすでに07年には知っていた。つまり、11年当時、米国は部分的継続と見られる核兵器プログラムをIAEAに強調させることによって、イランへの圧力を強めようという政治的な意図をもってIAEAに情報提供を行ったと思われる。この策略にのった、当時から同じ地位にいる天野事務局長の責任があらためて問われるべきであろう。

「最終報告書」は、11年に米国を中心にIAEAに提供された情報の信ぴょう性については一切ふれられないまま、過去の「軍事的側面の可能性」に関する議論に幕引きをするものである。前出の米国のトナー副報道官は、「(JCPOAが)履行されれば、国際社会は過去のこのような活動は繰り返されることはない」と確信するだろう」と話し、IAEA理事会に「最終評価」を承認する決議を提案する意向を示した¹²。

JCPOA履行に誠実と公正さを

15年12月15日、IAEA理事会は、JCPOA履行の検証・監視に関する決議¹³を採択した。決議は「最終報告書」をもって、過去のイランの核計画の軍事的側面に関する議論は終結されたことに「留意し」、イラン核開発問題がJCPOAの検証を伴う履行という新しい局面に入ることを宣言するものであった。しかしそれは、両者の関係が「正常化」されたことを意味するものではない。「最終報告書」は、両者の間の溝が解消されていないこと前提とした政治的産物であったし、イランの側にもIAEAの側にも、そして中東地域全

体に、新しい緊張関係が生まれる可能性は存在する。

国際社会と市民は「イランに限らず、すべての核兵器開発は非難され中止されねばならない」という原則にたつて、JCPOAがすべての当事者によって誠実に履行されるよう、そしてIAEAが公正中立な立場で検証・監視にあたるよう注意深く関与してゆく必要がある。(田巻一彦) 

注

- 1 IAEA理事会・GOV/2015/68。
- 2 「NPT保障措置協定及び安全保障理事会決議の関連条項に対するイラン・イスラム共和国の履行状況」(GOV/2011/65)。
- 3 「イラン核計画の軍事的側面の可能性」。本誌389号(11年12月1日)に抜粋訳と解説。
- 4 3と同じ。
- 5 タリク・ラウフ、ロバート・ケリー、「イラン核計画の『軍事的側面の評価』を評価する」。www.sipri.org/pdfs/final-assessment-iaea-december-2015

- 6 5核兵器国及び独。EUの交渉への貢献を考慮して「E3/EU+3」とも呼ばれる。その場合、E3は仏、英、独、+3は米、ロ、中を指す。
- 7 eeas.europa.eu/statements-eeas/docs/iran_agreement/iran_joint-comprehensive-plan-of-action_en.pdf 本誌476-7号(15年8月1日)にピースデポによる要約。
- 8 「イランの核計画に関連する過去及び現在の懸案事項解明のためのロードマップ」。www.iaea.org/sites/default/files/gov-inf-2015-14.pdf
- 9 11年「事務局長報告」は、この軍事複合施設でイランが高性能爆薬による「流体力学実験」を行っている疑惑があると指摘した。
- 10 引用出典は、ケルシー・ダベンポート「IAEA、『軍事的側面の可能性』(PMD)報告書を発表」、15年12月4日、軍備管理協会(ACA)「P5+1・イラン核交渉速報」。www.armscontrol.org/print/7274
- 11 ピースデポ刊・イアブック「核軍縮・平和」08年版に抜粋訳。
- 12 10と同じ。
- 13 「国連安保理決議2231(2015年)に照らしたイラン・イスラム共和国におけるJCPOAの履行と検証・監視」(GOV/2015/72)。

<資料>

イラン核計画の過去及び現在の懸案事項に関する最終評価

2015年12月2日 IAEA理事会
GOV/2015/68

<抜粋訳>

A. 序 (略)

B. 2011年以降の懸念事項に対する取り組み (略)

C. ロードマップの履行 (略)

D. 評価方法 (略)

E. 分野毎の評価 (略)

F. 全体的評価

76. この全体的評価は、2011年「付属文書」に列挙された12分野に関連してIAEAが入手した情報の全てを分析した結果である。

77. IAEAは、「協力枠組み」(ガチン鉱山への統制されたアクセスを含む)及び行動共同計画(JPA)が特定した個別検証活動によるものを含め、核物質の調達に関連してIAEAが入手した全ての情報によっても、イランには、イランが遡及して申告した活動の範囲を超えた未申告の核燃料サイクルが存在する兆候を見いださなかった。IAEAは、イランがAMAD計画*のもとで入手したと思われる核物質のどの量も、核物質の計量及び関連する測定の誤差の範囲内であったであろうと評価する。

78. 爆発装置用核コンポーネントに関連して入手した全ての情報に基づき、IAEAは、イランが核供給圏ネットワークからの「ウラン金属文書」あるいは爆発装置の設計情報に直接的に起源をたどりうるような活動を行っていた兆候を見いださなかった。

79. IAEAは、イランが開発した起爆電橋型雷管(EBW)は核爆発装置に関連しうる特性を有すると評価する。IAEAは、民生及び通常軍事目的へのEBWの利用が拡大していると認識する。IAEAはまた、イランが開発した多点点火(MPI)技術が、少数の他の応用にも関連しうるが、核爆発装置に関連しうる特性を有すると評価する。

80. 流体力学実験に関連してIAEAが入手した情報は、イランが2000年にパルチン軍事複合体において大型の円筒容器を製作、設置したことを示していた。他の情報によれば、この円筒容器の諸元は、国外の専門家の文献に示された爆発封じ込め容器の諸元と一致した。採取したサンプルと衛星画像の分析を含め、IAEAが入手した情報は、建屋の目的に関するイランの説明と合致しない。ロードマップのもとで履行された活動の結果、同円筒容器はIAEAが関心をもった主建屋には存在しないことが確認された。IAEAは、イランが2012年2月以来、IAEAが関心をもった特定の場所において行った大規模な活動によって、効果的な検証を行うIAEAの能力が著しく損なわれたと評価する。

81. ロードマップの履行によって得られたものを含む、モデル構築並びに計算に関してIAEAが入手した情報に基づき、IAEAは、イランが2004年以前及び2005年から2009年の間にコンピューターによる核爆発装置のモデル構築を行ったと評価する。しかしながら、IAEAはこれら計算の不完全かつ断片的な性質に留意する。IAEAはまた、ある種の流体力学モデル構築は、通常型軍事爆発装置にも

適用可能であることに留意する。

82. IAEAは、ミサイル運搬手段への組み込みに関する疑惑のある研究文書で言及された作業場のうちの2つがイランに存在することを立証した。しかし2011年「付属文書」以来、この分野におけるいかなる他の情報も入手していない。

83. IAEAは、2011年「付属文書」以来、試験の実行に関して、あるいは信管、装着、点火システムに関して、疑惑のある研究文書に含まれた以上の追加情報を得ていない。

84. IAEAは、2003年末までイランには核爆発装置開発に関連する一連の活動を調整するのに適した組織構造が存在したと評価する。2003年以降もこれら活動は行われていたが、それらは調整された活動の一環ではなかった。

85. IAEAは、全体として、イランでは2003年末まで核爆発装置の開発に関連した一連の活動が、調整された活動として行われていた、また、いくつかの活動は2003年以降も行われていた、と評価する。IAEAはまた、これらの活動はフィージビリティ研究や科学的研究、またいくつかの関連する技術的力量及び個別能力の取得の範囲を超えるものではなかったと評価する。IAEAは、2009年以降核爆発装置開発に関連する活動が行われたとの信頼に足る兆候を得ていない。

G. 要約 (略)

訳注

*03年以前イランで実施されていたといわれる、核物質の確保からミサイル搭載までの全般にわたる包括的プログラム。

(訳：ピースデポ)

年頭にあたって



北朝鮮が4度目の核実験

憤りと、冷静さと、情熱をもって
困難に立ち向かってゆきたい。

田巻 一彦 (ピースデポ代表)

16年1月6日、北朝鮮(DPRK)が4度目の核実験を行った。DPRK政府声明(6日)は、この完璧に行われた「水爆実験」は「米国が主導する脅迫に対し、国家主権を守る自衛手段である」とし、これでDPRKは「水爆を持つ先進核兵器国に加わった」と主張した。この実験が「水爆実験」であったことは、きわめて疑わしい。しかし、4度の核実験をとおして同国の核爆発技術が改良・発展をとげつつあるのは間違いない。これに対して、米国はグアム配備の核搭載能力を持った戦略爆撃機B52を韓国に展開した。朝鮮半島の軍事緊張は一挙に高まっている。

まだ情報は少ない。詳細な分析・考察は次号で行うが2つのことを言っておきたい。一つは、米日韓が、DPRKの冒険主義的行動を防ぐために何をしてきたのかということだ。米国はイラン核問題には外交的手段を払ってきたが朝鮮半島ではそうではなかった。「朝鮮戦争終結」というDPRKの要求は黙殺された。

日本政府は慰安婦問題で、韓国には不十分だが「責任と謝罪」を表明し議論を決着させたが、DPRKの被害

者の存在は黙殺している。15年に日本政府が熱心に(憲法を無視してまで)推進したのは、「安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐ」(14年7月1日「集団的自衛権に関する閣議決定」)努力ではなく、「安保法制」であった。核実験は、今年3月の「安保法制」施行の追い風として存分に活用されるだろう。その日本政府が、DPRKの実験を非難しながら、事実上の核兵器国インドとの「原子力協力協定」に走る。なんたる二重規準か。DPRKが核保有国の地位を確立しようとしていることを思えば、「日印」協定は、核兵器を持ったDPRKと「原子力協力協定」を結ぶことと同じ意味をもつのではないのか。

私たちはDPRKの核実験に憤る。同時に、日米の「作為と不作為」に怒りを覚える。波乱の幕開けとなった2016年、ピースデポは、熱い憤りを胸に、冷静な「調査情報」にもとづく発信と対案提起を続けてゆきたい。

会員読者諸氏のご協力、ご支援を重ねてお願いする次第である。2月21日の総会と記念イベントで、再会することを楽しみにしている。M

第70回国連総会決議(5-7ページ) 関連情報

投票行動の 第1委員会から 総会への変化

出典: <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2015/resolutions>

第70回国連総会における注目すべき4決議について、第1委員会採択(11月5日)から総会採択(12月7日)の間における投票行動の変化を比較表で示した。

まず「人道の誓約」決議では、ルワンダとウガンダが棄権から賛成に転じ、アイスランドは反対から棄権に転じた。一方、NATOへの加盟が認められたばかりの旧ユーゴスラビア構成国モンテネグロは、「人道の誓約」と

「倫理的至上命題」決議に対して棄権から反対へ、「人道上の結末」決議には賛成から棄権に転じた。また第1委員会に欠席していた10ないし13か国が総会に出席し、そのすべてが決議に賛成したことで、賛成は大幅に増えている。投票数の変化の多くが、例年見られる総会への出席国の増加から生まれているが、NGOの働きかけの結果もあると思われる。(編集部)

注目国連決議に関する投票行動の第1委員会から総会への変化

決議番号	A/RES/70/33	A/RES/70/47	A/RES/70/48	A/RES/70/50
決議名(略称)	OEWG決議	人道上の結末決議	人道の誓約決議	倫理的至上命題決議
総会投票結果	138-12-34*	144-18-22	139-29-17	132-36-16
第1委投票結果	135-12-33	136-18-21	128-29-18	124-35-15
備考	賛成であった4か国が欠席／新たに出席した8か国が賛成／アルバニアが賛成から棄権へ	賛成であった4か国が欠席／新たに出席した13か国が賛成／モンテネグロが賛成から棄権へ	賛成であった4か国が欠席／新たに出席した13か国が賛成／モンテネグロが棄権から反対へ／ルワンダ、ウガンダが棄権から賛成へ／アイスランドが反対から棄権へ	賛成であった4か国が欠席／新たに出席した12か国が賛成／モンテネグロが棄権から反対へ

*賛成一反対一棄権(以下同)

9ページ下段から⇒

理に立って、埋立を承認してしまった。

これに対して報告書は、辺野古・大浦湾の全部又は一部が対象に含まれる「計画」などを逐一検討している。例えば、「生物多様性おきなわ戦略」では、世界自然遺産への登録や外来種移入阻止を通じた希少種の保護などの重点施策が掲げら

れており、これらは埋立と両立しないと判断している。他にも、埋立対象地域の一部を「海岸環境を積極的に保全する区域」に指定している「琉球諸島沿岸保全基本計画」(海岸保全法に基づく)などを検証した結果、埋立は3号要件に違反すると結論した。(吉田遼)M

第70回 国連総会決議投票結果 -軍縮及び安全保障-

(2015年)

本表は、第70回国連総会(2015年)における軍縮及び安全保障に関する主要な決議への、各国の投票行動を示すものである。紹介する国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び軍縮・不拡散イニシアチブ(NPDI)に所属するフィリピン、アラブ首長国連邦である。5ページには核兵器保有など9か国(北朝鮮は核兵器保有の主張国)、6~7ページには左から米核兵器依存国、新アジェンダ連合(NAC)、その他の順に並べた。

決議一覧は<<http://research.un.org/en/docs/ga/quick/regular/70>>、投票行動は<<http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2015/resolutions>>による。

〈○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席〉

			米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ン ス	中 国	印 ド	パ キ ス タ ン	イ ス ラ エ ル	北 朝 鮮	
			核兵器国									
A 核兵器	決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有など9か国									
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/70/23	無投票									
2	中東地域における非核兵器地帯の設立	A/70/24	無投票									
3	東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)	A/70/60	無投票									
4	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/70/45	178-4-1	×	×	×	×	○	○	○	△	
5	消極的安全保証	A/70/25	127-0-55	△	△	△	△	○	○	○	△	
6	核軍縮	A/70/52	127-43-15	×	×	×	×	○	△	△	×	
7	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/70/33	138-12-34	×	×	×	×	×	△	△	×	
8	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/70/51	142-7-36	×	×	×	×	△	×	△	×	
9	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/70/40	166-3-16	△	×	△	△	×	△	△	△	
10	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/70/56	137-24-25	×	×	×	×	○	○	○	×	
11	核兵器の人道上の結末	A/70/47	144-18-22	×	×	×	×	△	○	△	×	
12	核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約	A/70/48	139-29-17	×	×	×	×	△	△	△	×	
13	核兵器のない世界のための倫理的至上命題	A/70/50	132-36-16	×	×	×	×	△	△	△	×	
14	核兵器使用の禁止に関する条約	A/70/62	130-48-8	×	△	×	×	○	○	○	×	
15	核兵器の危険性の低減	A/70/37	127-48-10	×	△	×	×	△	○	○	×	
16	中東における核拡散の危険性	A/70/70	157-5-20	×	○	△	△	○	△	○	×	
17	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/70/73	181-1-3	○	○	○	○	○	△	○	×	
18	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/70/39	179-1-5	○	○	○	○	○	×	△	△	
19	核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ	A/70/34	140-26-17	×	×	×	×	○	○	○	×	
20	NPT2010年合意のフォローアップ	A/70/38	121-48-12	×	×	×	×	△	△	△	×	
B 他の大量破壊兵器												
1	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/70/41	174-0-4	○	△	○	○	△	○	○	-	
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/70/36	無投票									
3	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/70/74	無投票									
4	放射性廃棄物の投棄禁止	A/70/59	無投票									
C 宇宙												
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/70/26	179-0-2	△	○	○	○	○	○	○	△	
2	宇宙兵器先行配備の禁止	A/70/27	129-4-46	×	○	△	△	○	○	○	×	
3	宇宙活動における透明性及び信頼醸成措置	A/70/53	無投票									
D 通常兵器												
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/70/55	168-0-17	△	△	○	○	○	△	△	△	
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/70/29	無投票									
3	武器貿易条約(ATT)	A/70/58	157-0-26	○	△	○	○	○	△	○	△	
4	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/70/49	無投票									
5	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/70/71	無投票									
6	通常兵器の過剰備蓄に起因する諸問題	A/70/35	無投票									
E 地域軍縮と安全保障												
1	地域軍縮	A/70/43	無投票									
2	地域及び準地域的軍備管理	A/70/44	182-1-2	○	△	○	○	○	×	○	○	
3	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/70/42	無投票									
4	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/70/72	無投票									
5	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/70/64	無投票									
6	インド洋平和地帯宣言の履行	A/70/22	128-3-45	×	○	×	×	○	○	○	△	
F 他の軍縮手段及び国際安全保障												
1	国際安全保障における情報・通信の発展	A/70/237	無投票									
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/70/31	129-4-50	×	○	×	△	○	○	○	×	
3	軍事費の透明性を含む軍事情報の客観性	A/70/21	無投票									

第70回 国連総会決議 (2015年) 投票結果

-軍縮及び安全保障- 【続き】

〈○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席〉

【国家の分類】

- 核兵器保有など9か国:核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国など4か国。
- 米核兵器への依存国:米国の核抑止力に依存する国々。

			オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	新アジア	
A 核兵器			米核兵器依存国																		新アジ	
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/70/23	無投票																			
2	中東地域における非核兵器地帯の設立	A/70/24	無投票																			
3	東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)	A/70/60	無投票																			
4	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/70/45	178-4-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	消極的安全保証	A/70/25	127-0-55	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	
6	核軍縮	A/70/52	127-43-15	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
7	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/70/33	138-12-34	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	△	△	△	○	○		
8	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/70/51	142-7-36	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○		
9	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/70/40	166-3-16	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
10	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/70/56	137-24-25	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	○	○		
11	核兵器の人道上的結末	A/70/47	144-18-22	△	○	×	△	△	△	×	×	△	△	×	×	△	×	×	○	○		
12	核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約	A/70/48	139-29-17	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	○	○		
13	核兵器のない世界のための倫理的至上命題	A/70/50	132-36-16	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
14	核兵器使用の禁止に関する条約	A/70/62	130-48-8	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
15	核兵器の危険性の低減	A/70/37	127-48-10	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
16	中東における核拡散の危険性	A/70/70	157-5-20	△	○	○	△	○	×	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○		
17	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/70/73	181-1-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/70/39	179-1-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	核軍縮に関する2013年国連総会/レベル会合のフォローアップ	A/70/34	140-26-17	×	△	△	×	△	×	×	×	×	×	△	×	△	×	×	○	○		
20	NPT2010年合意のフォローアップ	A/70/38	121-48-12	×	△	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	△	○	○		
B 他の大量破壊兵器																						
1	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/70/41	174-0-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/70/36	無投票																			
3	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/70/74	無投票																			
4	放射性廃棄物の投棄禁止	A/70/59	無投票																			
C 宇宙																						
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/70/26	179-0-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	宇宙兵器先行配備の禁止	A/70/27	129-4-46	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○		
3	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/70/53	無投票																			
D 通常兵器																						
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/70/55	168-0-17	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/70/29	無投票																			
3	武器貿易条約(ATT)	A/70/58	157-0-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
4	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/70/49	無投票																			
5	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/70/71	無投票																			
6	通常兵器の過剰備蓄に起因する諸問題	A/70/35	無投票																			
E 地域軍縮と安全保障																						
1	地域軍縮	A/70/43	無投票																			
2	地域及び準地域的軍備管理	A/70/44	182-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/70/42	無投票																			
4	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/70/72	無投票																			
5	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/70/64	無投票																			
6	インド洋平和地帯宣言の履行	A/70/22	128-3-45	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○		
F 他の軍縮手段及び国際安全保障																						
1	国際安全保障における情報・通信の発展	A/70/237	無投票																			
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/70/31	129-4-50	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○		
3	軍事費の透明性を含む軍事情報の客観性	A/70/21	無投票																			

【資料】第70回国連総会決議の投票情報

第70回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して55の決議をあげた。そのうち、主要な42を6分野に分け、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国とアラブ首長国連邦の投票結果を総表にした。このデータは、各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する。なお提案国数は第1委員会提出時のもの¹。

A：核兵器

- 1.「アフリカ非核兵器地帯条約」/提案国:ナイジェリア、オーストラリア、メキシコなど7か国。無投票。
- 2.「中東地域における非核兵器地帯の設立」/提案国:エジプト。無投票。
- 3.「東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)」/提案国:メキシコと、ASEAN諸国及びバンコク条約締結国を代表してマレーシア。無投票。
- 4.「南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯」/提案国:オーストラリア、ブラジルなど26か国。中国、北朝鮮、日本、韓国、NATO非核兵器国は賛成。米国、ロシア、英国、フランスは反対。イスラエル棄権。
- 5.「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)/提案国:パキスタン、キューバ、エジプト、インドネシアなど22か国。中国、日本、北朝鮮は賛成。米国、英国、ロシア、フランス、韓国は棄権。
- 6.「核軍縮」/提案国:ミャンマー、インドネシア、イラン、モンゴルなど42か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランスは反対。日本、韓国は棄権。
- 7.「多国間核軍縮交渉を前進させる」²/提案国:コスタリカ、アイルランド、メキシコなど22か国。北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、中国、イスラエルは反対。日本、韓国、NATO非核兵器国の多くは棄権。
- 8.「核兵器のない世界へ:核軍縮の誓約の履行を加速する」(新アジェンダ連合(NAC)決議)³/提案国:NAC6か国。オーストラリアなど賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、インド、北朝鮮が反対。中国、パキスタンのほか、前回賛成した日本、韓国、NATO非核兵器国は棄権。
- 9.「核兵器完全廃棄へ向けた新たな決意のもとでの団結した行動」(日本決議)⁴/提案国:日本など51か国。オーストラリア、NATO非核兵器国は賛成。前回賛成の米国、英国、フランスのほか、インド、南アフリカなどは、棄権。ロシア、中国、北朝鮮が反対。
- 10.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)/提案国:マレーシアを中心とした41か国(インド、イラン含む)。中国、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、NATO非核兵器国の一部などは反対。日本、韓国は棄権。
- 11.「核兵器の人道上的結末」/提案国:オーストラリア、スウェーデン、スイスなど56

か国。インド、日本は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、韓国など反対。中国、北朝鮮、オーストラリアなどは棄権。

- 12.「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約」/提案国:オーストラリアなど43か国。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非核兵器国(ノルウェー棄権)は反対。中国、インド、パキスタン、北朝鮮、日本など棄権。
- 13.「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」⁵/提案国:南アフリカなど18か国。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非核兵器国は反対。中国、インド、日本、スウェーデン、スイスなどは棄権。
- 14.「核兵器使用の禁止に関する条約」/提案国:インド、エジプト、インドネシア、キューバなど26か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、NATO非核兵器国などが反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
- 15.「核兵器の危険性の低減」/提案国:インド、インドネシアなど23か国。北朝鮮、イランは賛成。米国、英国、フランス、NATO非核兵器国などが反対。ロシア、中国、日本、韓国は棄権。
- 16.「中東における核拡散の危険性」/提案国:エジプトなど21か国。日本、韓国、ロシア、中国、北朝鮮、イランは賛成。米国、イスラエル、カナダなどが反対。英国、フランス、オーストラリア、インドなど棄権。
- 17.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)/提案国:米国、英国、フランスなど73か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアは棄権。
- 18.「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)/提案国:カナダ。米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、日本、韓国は賛成。反対はパキスタンのみ。北朝鮮、イスラエル、イラン、シリアは棄権。
- 19.「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」/提案国:非同盟運動を代表しインドネシア。中国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非核兵器国の一部などが反対。日本、韓国などは棄権。
- 20.「NPT2010年合意のフォローアップ」/提案国:イラン。米国、ロシア、英国、フランス、韓国、NATO非核兵器国(イタリア、トルコは棄権)は反対。中国、北朝鮮、日本は棄権。

B：他の大量破壊兵器

- 1.「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約の履行」/提案国:ポーランド。反対はゼロ。ロシア、中国、イラン、シリアが棄権。北朝鮮は欠席。
- 2.「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」/提案国:インド、フランス、ドイツなど45か国。無投票。
- 3.「生物及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」/提案国:ハンガリー。無投票。
- 4.「放射性廃棄物の投棄禁止」/提案国:ベリーズと、アフリカ諸国を代表してナイジェリア。無投票。

C：宇宙

- 1.「宇宙における軍備競争の禁止」/提案国:スリランカ、北朝鮮、ロシア、インド、モンゴルなど32か国。反対はゼロ。米国、イスラエルが棄権。

- 2.「宇宙兵器先行配備の禁止」/提案国:ロシア、中国、パキスタンなど27か国。インド、北朝鮮は賛成。米国、イスラエル、ウクライナは反対。オーストラリア、日本、NATO非核兵器国などが棄権。
- 3.「宇宙行動における透明性と信頼構築措置」/提案国:中国、ロシア、米国。無投票。

D：通常兵器

- 1.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約の履行」/提案国:ベルギー、チリ、モザンビーク。反対はゼロ。米国、ロシア、北朝鮮、韓国、キューバ、ベトナムなどが棄権。
- 2.「小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」/提案国:西アフリカ諸国経済共同体を代表してマリ。無投票。
- 3.「武器貿易条約」(ATT)/提案国:日本、コスタリカなど34か国。イスラエルは賛成。反対はゼロ。ロシア、インド、北朝鮮、イランなどが棄権。
- 4.「小銃火器のあらゆる側面における不正取引」/提案国:コロンビア、南アフリカ、日本など20か国。無投票。
- 5.「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」/提案国:ポーランド。無投票。
- 6.「通常兵器の過剰備蓄に起因する諸問題」/提案国:ドイツ、英国、フランスなど43か国。無投票。

E：地域軍縮と安全保障

- 1.「地域軍縮」/提案国:パキスタン、インドネシアなど15か国。無投票。
- 2.「地域、及び準地域レベルでの通常軍備管理」/提案国:パキスタン、イタリア、マレーシアなど9か国。インドのみ反対。ロシアとブータンは棄権。
- 3.「地域及び準地域的文脈における信頼醸成措置」/提案国:パキスタン、エジプト、フィリピンなど12か国。無投票。
- 4.「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」/提案国:アルジェリア、ギリシャ、エジプトなど35か国。無投票。
- 5.「地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)」/提案国:中央アフリカ諸国経済共同体を代表してアンゴラ。無投票。
- 6.「インド洋平和地帯宣言の履行」/提案国:非同盟運動を代表してインドネシア。ロシア、中国は賛成。米国、英国、フランスが反対。NATO非核兵器国などは棄権。

F：他の軍縮手段及び国際安全保障

- 1.「国際安全保障における情報・通信分野の発展」/提案国:米国、ロシア、中国、北朝鮮、インドネシアなど25か国。無投票。
- 2.「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」/提案国:非同盟運動を代表してインドネシア。ロシア、中国は賛成。米国、英国、イスラエルなどは反対。フランス、日本、韓国、NATO非核兵器国などは棄権。
- 3.「軍事費の透明性を含む軍事情報の客観性」/提案国:ルーマニア、米国、フランスなど42か国。無投票。

注

- 1 www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2015/resolutions
- 2 本誌482-3号(15年11月1日)に決議全文訳。
- 3 本誌482-3号に決議文抜粋訳。
- 4 本誌484号(15年11月15日)に決議文抜粋訳。
- 5 本誌482-3号に決議全文訳。

辺野古新基地建設

翁長県政の埋立承認取消決定の論拠を整理する——仲井真「承認」の法的瑕疵とは

15年10月13日に沖縄の翁長雄志知事が辺野古新基地建設の前提となる仲井真前知事による「公有水面埋立の承認」を取り消して以来、県と国との攻防が激しさを増している。この経緯の出発点であり争点の核心でもある翁長県政の承認取消の論拠の概要を事実ベースで整理する。

翁長県政による公有水面埋立承認の取り消しは、前任の仲井真知事が14年12月27日に行った埋立承認が「法的に瑕疵がある」という法的判断に基づいている。判断の根拠となったのは、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会」（以下、第三者委員会）が15年7月16日に出した検証検査報告書（以下、報告書）である。報告書は会議議事録とともに全文が県HPに公開されている。

報告書による検証の論点は、①「埋立の必要性」はあるか、②埋立の審査基準に適合しているか、の二点に大きく分けられる。

1) 「埋立の必要性」はあるか

公有水面埋立法の制定は1921年に遡るが、73年の大幅改正で、同法は環境保全の観点から必要性が明確でない埋立は認めない趣旨となっている。このため、同法には「埋立の必要性」を要件とする文言はないが、申請者は「埋立の必要性」を説明することが求められている。

沖縄防衛局が提出した「埋立必要理由書」は「埋立の動機並びに必要性」について、普天間飛行場の危険性除去と代替施設建設の必要性を前提とした上で、「国外・県外への移設」が適切でない理由を、「在沖海兵隊は抑止力の一部を構成する重要な要素」であり、「潜在的紛争地域に近い又は近すぎない位置が望ましい」、県外・国外移設は「機動性・即応性といった特性・機能を損なう懸念がある」などと説明した。だが、報告書は沖縄の米軍基地や普天間基地の歴史と現状を詳細に検討した上で、普天間の危険性や移設の必要性は認めたとしても、移設先がなぜ辺野古なのかは説明されていないと指摘し、前県政の審査は誤りと結論づけた。

2) 審査基準に適合するか

「埋立の必要性」が認められなければ本来は直ちに不承認となるが、報告書は続けて、公有水面埋立法の定める審査基準に適合するか否かをも具体的に検証している。同法第4条第1項が示す1～6号までの埋立審査基準のうち、辺野古の埋立に関わるのは1～3号である。

【1号要件】埋立が「国土利用上適正且合理的ナルコト」

第三者委員会は、前県政の審査が「埋立による利益」と「埋立により生ずる不利益」の双方を比較考量する視点を全く欠いていたことを批判し、具体的に検証した。

報告書は、埋立の「利益」は普天間飛行場の危険性等の除去であり、それは大きいと考えられるが、前述のように移設先が辺野古でなければならないことの合理的根拠が乏しいとして、埋立によって得られる利益は相対的に小さいと判断している。一方、「不利益」は大浦湾全体の持つ自然環境的価値の喪失、騒音や低周波等による生活環境の悪化、沖縄県や名護市の地域計画等の阻害要因になること、沖縄県の過重な米軍基地負担の固定化などを挙げている。これらを衡量した結果、埋立は不利益の方が大きく「適正かつ合理的」ではないと結論づけた。

【2号要件】埋立が「環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」

報告書は、防衛省が「できる限り専門家の意見を聞いて」環境対策を進めていくことに期待して承認してしまった前県政の審査を批判し、同法のいう「十分配慮」とは、具体的な課題で現実的かつ有効な対策がとられるかどうかを判断すべきとした。そして、ウミガメ、サンゴ、海藻・藻類、ジュゴン、埋立土砂による外来品種の侵入、航空機騒音と低周波の心配、潮流の変更、台風などを挙げて、それぞれについて有効な対策があるか、それは実現可能かなどを一つ一つ審査した上で、いずれも対策は十分でない結論づけた。

【3号要件】「埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト」

前県政の審査では、生物多様性基本法やそれに基づく生物多様性国家戦略などの「計画」は、単に基本方針や理念を示すもので法的拘束力はないため3号要件に該当しないという形式的論

4ページ下段へ→

2016年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議 (CD)

- 1月26日—4月1日 第1会期
- 5月16日—7月1日 第2会期
- 8月2日—9月16日 第3会期

核軍縮に関する国連公開作業部会 (OEWG)

- ジュネーブ
(核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) の非公式情報)
- 2月後半に4日間 第1会期
 - 5月前半に8日間 第2会期
 - 8月中旬 第3会期

武器貿易条約 (ATT) 臨時締約国会議

- 2月29日 ジュネーブ

第4回核セキュリティサミット

- 3月31日—4月1日 ワシントンDC

国連軍縮委員会 (UNDC)

- 4月4—22日 ニューヨーク

G7サミット外相会合

- 4月10—11日 広島市

核実験に反対する国際デー

- 8月29日

第71回国連総会

- 9月13日開会 ニューヨーク

核兵器廃絶国際デー

- 9月26日

第60回国際原子力機関 (IAEA) 総会

- 9月26—30日 ウィーン

生物兵器禁止条約 (BWC) 再検討会議

- 12月12—16日 ハーグ

化学兵器禁止条約 (CWC) 締約国会議

- 開催日・開催地 未公表

日誌

2015.12.6~2016.1.5

作成: 有銘佑理、荒井摂子

IAEA=国際原子力機関/IS=「イスラム国」/PKO=(国連)平和維持活動/SLBM=潜水艦発射型弾道ミサイル/2+2=外務・防衛閣僚会合

- 12月7日 国連総会本会議で軍縮・国際安全保障関連決議が採択。(本号参照)
- 12月7日付 政府はPKOに派遣する自衛隊への「駆けつけ警護」任務追加を16年夏の参院選以降に先送りの方針。
- 12月8日 露海軍潜水艦がシリア沖地中海中から巡航ミサイルを発射しIS「首都」ラッカの拠点2か所を攻撃。

ピースデポ
第17回総会
記念講演会

日米同盟と核兵器

— 過去と現在、そして未来への市民の役割

◇ 講演: **西崎文子氏** (東京大学大学院総合文化研究科 教授)

「日米関係と日本の核政策 — 歴史からの問い」

◇ 対論: **西崎文子** × **梅林宏道** (ピースデポ特別顧問)

「未来へ — 日本の選択はどうあるべきか?」

◇ 会場討論

2016年2月21日(日) 15:30~17:45(開場15:00)

川崎市平和館・屋内広場 (東急線/JR横須賀線「武蔵小杉」徒歩10分)

★第17回総会 12:00~14:30 (開場11:45)

- 12月8日 海外のテロ関連情報を集める政府の「国際テロ情報収集ユニット」発足。
- 12月8日付 日米両政府、後5年の思いやり予算の水準を増額の方針。日本側が自衛隊の役割増で減額求めるも米が譲らず。
- 12月11日 プーチン露大統領、シリアのISなどへの空爆で、イスラエルや米主導有志連合との協力を国防省幹部らに指示。
- 12月12日 安倍首相がニューデリーでモディ・インド首相と会談。日印原子力協力協定に「原則合意」。具体的文言は先送り。
- 12月15日 IAEA理事会、イラン核開発疑惑めぐり、2011年から続いた説明作業を終える決議を全会一致で採択。(本号参照)
- 12月17日 都内で日本とインドネシアの初の2+2。防衛装備品・技術移転協定の締結交渉開始や、能力構築支援などで合意。
- 12月18日 国連安保理、シリア和平めざす決議を全会一致で採択。
- 12月20日付 政府、16年度防衛費を5兆500億円とする方針。史上初の5兆円超。
- 12月22日 西川福井県知事、関西電力高浜原発3,4号機の再稼働に同意。
- 12月24日 福井地裁が、高浜原発再稼働を差止めた4月の仮処分決定を取消し。
- 12月27日 中国全人代常務委員会、通信事業者などの規制強化する「反テロ法」採択。
- 12月28日 ソウルで日韓外相会談。慰安婦問題「不可逆的解決」で合意。日本政府が「責任」認め韓国政府設置財団に10億円拠出。
- 1月1日 15年11、12月に弾道ミサイル発射実験を行ったイランに対し、米財務省がイラン企業などへの制裁を準備(CNN報道)。
- 1月1日 ロウハニ・イラン大統領、ミサイル計画拡大を指示。
- 1月5日付 米ニュースサイトが、北朝鮮が12月21日にSLBM実験を行ったと報道。
- 12月7日 中山石垣市長、石垣市への陸自配備計画賛否で「住民投票の考えはない」と。
- 12月7日 翁長知事、オスプレイ配備を前提とした東村・高江ヘリパット建設は容認できないとの考え。県議会11月定例会。
- 12月11日 米軍退役軍人らで構成する「ベテランズ・フォー・ピース」が辺野古・高江を訪問。新基地建設阻止を訴える。
- 12月12日 西普天間地区の跡地利用推進交付金に10億円の予算計上。島尻沖縄担当相、「決着へ総力」と述べる。
- 12月14日 「オール沖縄会議」発足。新基地建設反対で政党・市民団体・経済界が結集。
- 12月16日 石嶺読谷村長、嘉手納以南の米軍施設返還・統合計画に関し、トリイ通信施設への移設移転受入れへ方針転換を表明。
- 12月17日 17年度中の先行返還が合意された普天間飛行場東側4haの返還工事着手。
- 12月17日 ケネディ駐日米大使、日本記者クラブでの記者会見で「辺野古移設が最善」との考えを示し、計画推進を強調。
- 12月17日 全国知事会議、沖縄の基地問題に対応する協議体設置へ。知事会長、「一つの県に過大な重荷」と指摘。
- 12月18日 防衛省、辺野古区へ1200万円、豊原区へ1100万円の補助金交付を決定。
- 12月18日 金武町キャンプ・ハンセン内で実弾射撃訓練により山火事が発生。
- 12月21日 北谷町議会、嘉手納基地一部返還地域の土壌汚染問題で政府へ完全補償を求める意見書を可決。
- 12月24日 国地方係争委、辺野古埋立て承認取消しの執行停止を不服とする県の申し出を却下。「審査対象に該当せず」。
- 12月25日 県、国に辺野古埋立て承認取消しの執行停止決定無効化求め抗告訴訟を提起。国交相の決定は「違法」と訴え。
- 12月28日 辺野古環境監視委、工事受注業者等の寄付に新ルール制定検討。
- 1月4日 国地方係争委、県の申し出に対する却下理由通知書を公表。国交相判断は「明白に不合理とは言えない」。
- 1月5日付 MV-22オスプレイ、10万飛行時間当たりの重大事故発生率倍増。12年10月1.93件から、15年12月3.69件に。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 **アボリション・ジャパンMLに参加を**
join-abolition-japan.dl.ny@ml.freeml.com にメールを。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、
吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>、荒井摂子<sarai@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

荒井摂子、有銘佑理、梅林宏道、清水春乃、田巻一彦、津留佐和子、原三枝子、丸山純一、湯浅一郎、吉田遼 (五十音順)